

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年7月6日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	濃縮廃液ポンプ(A)ケーシングドレン配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・清掃。	
2	2号機	中間領域モニタ(B)指示が上限値を超えていることを確認した。当該モニタを点検・修理。なお、原子炉に燃料は装荷されておらず、当該モニタの機能要求はない。	
3	5号機	放射性廃棄物処理設備区域排風機(C)逆流防止ダンパー(6個中、2個)の貫通部から微量の空気漏れを確認した。当該ダンパを点検・修理。	
4	その他	水処理建屋において、所内用水系排水処理装置の処理水化学的酸素要求量計に異常を示す警報の発生を確認した。当該計器を点検・修理。	
5	その他	モニタリングポストNo. 4局舎において、屋外放射線監視装置用データ伝送制御装置 I 系に通信不良を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。	